2.10.26
15-67

六、修正通牒

一、修正ノ要旨

勤労動員ニ関スル件ノ改正ニ伴ヒ所要ノ規定ヲ整備スルコト

二、修正ノ要点

(一) 女子ノ動員ニ関スル規定ヲ整備スルコト

(二) 学徒ノ動員ニ関スル規定ヲ整備スルコト

(三) 其ノ他所要ノ規定ヲ整備スルコト

三、関係

[illegible]

[illegible]

勤労動員ニ関スル件

昭和十九年

勤労動員ニ関スル件ハ昭和十九年勤労動員ニ関スル件ノ施行ニ伴ヒ左ノ通リ定メラレタリ

一、勤労動員ノ実施ニ関スル件

(一) 勤労動員ハ女子ノ動員ヲ含ム

(二) 勤労動員ハ学徒ノ動員ヲ含ム

(三) 勤労動員ハ其ノ他ノ動員ヲ含ム

二、勤労動員ノ方法

(一) 勤労動員ハ一定ノ期間ヲ定メテ行フモノトス

(二) 勤労動員ハ一定ノ場所ニ於テ行フモノトス

(三) 勤労動員ハ一定ノ人員ヲ以テ行フモノトス

三、勤労動員ノ対象

(一) 勤労動員ノ対象ハ一定ノ年齢ニ達シタル者トス

(二) 勤労動員ノ対象ハ一定ノ資格ヲ有スル者トス

(三) 勤労動員ノ対象ハ一定ノ職業ニ従事スル者トス

四、勤労動員ノ期間

(一) 勤労動員ノ期間ハ一年ヲ超エザルモノトス

(二) 勤労動員ノ期間ハ延長スルコトヲ得

(三) 勤労動員ノ期間ハ短縮スルコトヲ得

五、勤労動員ノ場所

(一) 勤労動員ノ場所ハ一定ノ地域ニ於テ行フモノトス

(二) 勤労動員ノ場所ハ変更スルコトヲ得

(三) 勤労動員ノ場所ハ分散スルコトヲ得

六、勤労動員ノ人員

(一) 勤労動員ノ人員ハ一定ノ数ヲ超エザルモノトス

(二) 勤労動員ノ人員ハ増減スルコトヲ得

(三) 勤労動員ノ人員ハ分割スルコトヲ得

七、勤労動員ノ方法

(一) 勤労動員ハ直接ニ行フモノトス

(二) 勤労動員ハ間接ニ行フモノトス

(三) 勤労動員ハ併用スルコトヲ得

八、勤労動員ノ対象

(一) 勤労動員ノ対象ハ一定ノ年齢ニ達シタル者トス

(二) 勤労動員ノ対象ハ一定ノ資格ヲ有スル者トス

(三) 勤労動員ノ対象ハ一定ノ職業ニ従事スル者トス

九、勤労動員ノ期間

(一) 勤労動員ノ期間ハ一年ヲ超エザルモノトス

(二) 勤労動員ノ期間ハ延長スルコトヲ得

(三) 勤労動員ノ期間ハ短縮スルコトヲ得

十、勤労動員ノ場所

(一) 勤労動員ノ場所ハ一定ノ地域ニ於テ行フモノトス

(二) 勤労動員ノ場所ハ変更スルコトヲ得

(三) 勤労動員ノ場所ハ分散スルコトヲ得

十一、勤労動員ノ人員

(一) 勤労動員ノ人員ハ一定ノ数ヲ超エザルモノトス

(二) 勤労動員ノ人員ハ増減スルコトヲ得

(三) 勤労動員ノ人員ハ分割スルコトヲ得

十二、勤労動員ノ方法

(一) 勤労動員ハ直接ニ行フモノトス

(二) 勤労動員ハ間接ニ行フモノトス

(三) 勤労動員ハ併用スルコトヲ得